

『無期転換ルールの解説』

平成30年4月から本格化！改正労働契約法対策は万全ですか？

平成 25 年に改正された労働契約法により、パートや契約社員の通算契約期間が 5 年を超えると、本人の申し出があれば無期契約に転換させることが義務付けられました。転換の申し込み開始が平成 30 年 4 月以降と迫っており、準備や対策が必要となります。本セミナーでは、無期転換ルールの概要から実務対応、留意点等について解説します。

日時	平成30年1月19日(金) 14:00~16:00		
場所	サポート・ワン5階大ホール 石岡市府中1丁目3-5	講師	茨城労働局雇用環境・均等室 室長補佐 加藤 賢一氏 他
定員	30名 <small>〈定員になり次第締め切ります〉</small>	受講料	無料
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無期転換ルールの概要 ・準備と対策について ・よくある問合せ事例 ・同一労働同一賃金ガイドライン(案)の概要 等 		

無期転換ルールとは.....

無期転換ルールは、同一の使用者(企業)との間で、**有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合**、有期契約労働者(契約社員、パートタイマー、アルバイトなど)からの**申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルール**のことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します(使用者は断ることができません)。



主催 石岡商工会議所 中小企業相談所 石岡地区雇用対策協議会

お申し込み先 石岡商工会議所 TEL : 0299-22-4181 FAX : 0299-22-6321

..... 下記申込書にご記入の上、切り取らずそのままFAXにてお申し込み下さい。

「無期転換ルールの解説」受講申込書

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
参加者名		参加者名	